

令和2年5月28日

塩部幼稚園保護者殿

塩部幼稚園
園長 畑 はつね

新型コロナウイルス感染拡大予防に対する幼稚園の対応と対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、保護者の皆様には、次のことについて、引き続き御協力をお願いいたします。

●基本方針

- ・新型コロナウイルスに感染しない、感染させないという考え方を基本として、幼稚園・家庭での自覚と責任ある行動をとる。
- ・感染症対策のポイントである「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」を踏まえ、幼稚園としての取り組みを徹底する。
- ・本園の感染症対策を明確にし、感染者・濃厚接触者が出た場合の対処方法を理解する。

1、本園の感染防止対策の基本

●体調にかかわる対策

- ・手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染症対策の徹底。（感染経路を断つ）
- ・発熱（37.0度以上）や咳などの風邪の症状が見られるときは、園児や保護者等の登園を避け、自宅にて経過観察する。（感染源を断つ）
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。（抵抗力を高める）
- ・御家庭において、検温など、健康状態の確認。
- ・同居のご家族の方も毎日の検温・体調確認の徹底。
同居の方の体調不良が見られる場合にも、登園を控えていただく。
- ・マスクの着用・ハンカチ・ティッシュ・予備のマスクの持参
※基本的には持参したハンカチを使い、友達とのハンカチの貸し借りをしないように徹底する。
（園では、ハンカチを忘れた園児の為にペーパーを用意）
- ・予備のマスクを必ず持参し、ジップロックなどの封が出来る袋に1枚ずつ入れる。使用済みのマスクは、家庭での処分をお願いします。

●教育環境対策

- ・感染リスクが高い、次の3つの条件が同時に重なる事を出来る限り回避する。
 - ① 換気の悪い密閉空間（密閉）
 - ② 多くの人が密集（密集）
 - ③ 近距離での会話や発声（密接）
- ・産業医と連携して園内保健体制の整備
- ・保護者等との連絡体制の再確認

2、園児の健康管理

- ・発熱（37.0度以上）や咳などの風邪の症状が見られるときは、園児や保護者等の登園を避け、自宅にて経過観察する。
- ・送迎は西門のみとし、園へ入る前に検温・手の消毒を行う。
- ・保護者、園児のマスクの徹底
- ・健康管理チェックシートを活用し、毎朝記入して園へ提出する。
- ・健康チェックシートの提出は、登園時に西門にいる職員に検温時に提出する。
- ・幼稚園バスを利用の場合はバス乗車前の検温の際に提出する。
 - ※健康チェックシートは、大変重要な健康管理と考え、粘り強く提出の徹底を保護者に伝える。
 - ※6月1日（月）に配布予定ですが、お手紙と一緒にUPします。

3、幼稚園職員の健康管理

- ・毎朝自宅で検温し適切な健康管理に努めると共に、発熱等の風邪症状、倦怠感、味覚障害等がある場合には、無理な出勤を避け、自宅で休養する。

4、本園における具体的な感染防止対策

●園内保育について

- ① 手洗いの徹底
- ② 各手洗い場に薬用液体石鹸を置く
- ③ マスク着用の徹底
- ④ 教室内の机・おもちゃ等の消毒
- ⑤ 各クラスに消毒用アルコールを設置し手指衛生を保てる環境を整備する。
- ⑦ 教室やトイレなど園児が利用する場所のうち、特に多くの園児が手を触れる箇所（ドアノブ・手すりなど）は、消毒液を使用して清掃を行う。
- ⑧ 教室内の窓を開放し、十分に換気し保育を実施する。

- ⑨ 現在の教室で出来る限りの席の間隔や机の配置や向きに配慮する。
- ⑩ 窓のない部屋の換気は、常時入口を開けておき十分に換気に努める。使用時は、人数制限に配慮する。
- ⑪ 今年の夏も猛暑が予想され、換気と熱中症予防の冷房が相反する対策となるため、状況に応じて様々な環境に柔軟に対応していく。

●園庭での活動について

- ・園庭での活動では、基本的にはマスク着用しての活動とする。
しかし、気温の上昇と共にマスクをつけての屋外活動によって熱中症へのリスクが非常に高くなることが考えられる。園児への体調管理に細心の注意を払いながら、水分補給をするように園児に何度も伝えていく。
- ・園庭活動については、人数制限に配慮をする。

●給食について

- ・手洗いの徹底。
 - ・机を合わせず、前向きに食べる（ブルーベル組・ゆり組・ひまわり組・デイジー組）
- ※上記以外のクラスは出来る限り、お互いの距離を取り同一方向を向いて食事をするように配慮する。
※食事中のおしゃべりを控えるよう指導していく。

●幼稚園バス

- ・運行前後にバス内を消毒・清掃の徹底。
- ・園児が乗車する前に検温。
- ・窓を開け、換気をする。
- ・園児同士の距離を出来る限り取る。
- ・マスク着用の徹底。
- ・運転席と園児席の間に、透明防護シートを設置する。

●園児送迎について

- ・送迎時は速やかにする。
- ・保護者同士が駐車場等にて会話などをしないように伝える。
- ・園内に入る際には、保護者の方も検温（ご自宅で済ませてきてもらう）・消毒を徹底する。

●放課後レッスンについて

- ・基本的に全て再開
- ・生徒の検温
- ・各レッスン室の十分な換気
- ・消毒（教室・机・楽器等）
- ・出来る限りの距離を取っての指導

●フィッツスイミングスクールについて

- ・フィッツスイミングスクールは、6月から始める予定。スイミングスクールと感染症対策を考え再開することとした。スイミングスクールにおける感染症対策の詳細は別紙にて配布し、保護者への説明と理解に努める。
- ・送迎は幼稚園バスで行う。
- ・検温。
- ・幼稚園で水着に着替え、その上に体育着を着てフィッツへ行く。
スイミング終了後の着替えは、フィッツで行なう。
- ・脱衣所の消毒・広い場所での着替え。（1階の保護者見学用の場所・2階の体操をする場所）
- ・帰園して教室へ入る前に手の消毒・うがい。

●各行事について

・現在職員を含め、すべての行事の見直し、どのように対策をするべきかを検討中です。決定次第保護者の皆様にお伝えいたします。しかしながら、コロナウィルス感染拡大防止対策を考えますと、通常通りの開催はかなり難しいと考えております。その中でも、どうにかして子ども達の発表の場を作っていけないか、検討していきたいと思っております。行事については、延期・中止等を含めて見直しを行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

5、園児が感染した場合

- ① 検査の結果感染が判明した場合は、医療機関から保護者に診断結果が伝えられるとともに医療機関から保健所にも届出がなされる。保護者は直ちに園へ連絡する。
- ② 園職員は、感染状況報告書を用いて聞き取りを行い、管理職に報告をする。
- ③ 園長は、当該園児について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- ④ 園長等は甲府市子ども保育課に報告する。
- ⑤ 原則として、園全体について7～14日間を目安に臨時休園を行なう。

※ただし、甲府市・保健所と相談の上、当該園児等の有無、園内における保育状況・接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休園の実施の有無、規模及び期間について別途判断する場合がある。

- ⑥ 保健所が保護者に行動履歴等、濃厚接触者の特定等必要なヒアリングを行うことになるので、これに協力するよう保護者に連絡をする。
- ⑦ 保健所が幼稚園において感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、これに協力する。
- ⑧ 園は保健所の指示に従い、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該園児等の行動範囲等を考慮して、園内の消毒を行う。
- ⑨ 園は、個人情報に配慮した上で、保護者に対して説明文書を配付する。

6、幼稚園職員が感染した場合

- (1) 本人が検査結果を管理職に連絡する。
- (2) 園長は当該職員については、治癒するまでの間、特別休暇（感染症まん延防止休暇）で休ませる。以降の対応については、園児の場合と同様の取扱いとする。

7、濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

【園児の場合】

- (1) 園長は、園児等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該園児等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに園に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。
- (2) 園長は、保護者や園児等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該園児等に対して出席停止の措置を行う。
(園内の園児の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止の措置をとる。)

※同居家族が濃厚接触者と認定された場合も出席停止の措置を行う。

期間 開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族が保健所に指示された期間

- (3) 園長等は、甲府市子ども保育課等に報告する。
- (4) 園は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の園児等の健康観察を行う。
- (5) 園は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配付する。

【教職員の場合】

- (1) 園長は、園職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該園職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該園職員を休ませる。なお、以降の対応については、園児等の場合と同様の取扱いとする。

8、本園における臨時休園の判断について

園児又は園職員の感染が判明した場合

- ・園内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染の拡大
- ・感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休園の必要性について決定する。

9、園内で園児が発熱した場合の対応

- ・保護者に連絡の上、迎えに来る間は園児を保健室に移動し、症状がなくなるまでは自宅で経過観察するように伝える。
- ・保育中、発熱がなくても体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させ、コロナ症状の有無を確認し、症状がある場合は、保護者に連絡した上で降園する。
- ・早退した園児は出席停止扱いとする。

(指導要録上、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。)

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、発熱等の症状のいずれかがある場合、保健所、医療機関に電話で相談するよう保護者に促す。

10、発熱等体調不良で欠席した園児の取扱い

- ・欠席した園児は出席停止扱いとする。
- ・風邪の症状や発熱が続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」(各地域保健)に相談するよう促す。
- ・登園の可否については、医療機関を利用した場合は、医師の判断による。
- ・医療機関を利用していない場合は、熱や倦怠感が完全になくなったことを保護者が判断し、園と相談する。

11、保護者から「感染が心配で登園させたくない」と相談された場合

- ・保護者の心配の内容に応じて、本園での感染症対策について丁寧に説明するなどの対応をとった上で、担任と連絡を取り合い保護者の不安に寄り添い、その不安が少しでもなくなる様にきめ細かい対応を心がける。

12、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者が発生した場合、必要最低限の情報公開を行う。
(例) 臨時休園に入る前に保護者への連絡をし、幼稚園関係者に感染者が発生したための休園であることを周知する。
- ・情報公開に伴い、本園に関係する園児・保護者・職員がライン、SNS、Twitter等を利用し個人情報を公開することは厳禁する。
- ・感染者や家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許さないという指導を徹底する。

13、基礎疾患等のある園児について

- ・基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や保護者との相談の上、登園の判断をする。
- ・登園すべきでないと判断された場合は、出席停止として扱う。

14、その他

- ・年間行事の見直し（5月27日現在、今後の感染状況により変更あり）
- ・平常保育の開始は、6月1日（月）を予定。
- ・休園期間中の保育時間を確保するため夏休みを短縮する。
8月11日（火）～14日（金）を夏季休園とする。
- ・土曜保育については、原則として実施しないが、必要があれば検討する。
- ・七夕まつりは今のところ8月上旬に対策を考え実施予定。